

株 主 各 位

福島県福島市鎌田字舟戸前15番地1
こころネット株式会社
代表取締役社長 齋藤高紀

第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月26日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 福島県福島市上町4番30号
S P V I L L A S サンパレス福島 4階 クラブ・シンフォニーG
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第51期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第51期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://cocolonet.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<http://cocolonet.jp/>)に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業の収益環境の改善が持続している他、堅調な雇用・所得情勢を受け、個人消費の持ち直しが見られるなど、緩やかな回復基調にあります。

当社グループの事業基盤となる福島県の経済は、東日本大震災からの復旧・復興への取り組み等により、一部に弱い動きがみられるものの緩やかに回復を続けております。

このような環境下、当社グループでは、知名度・ブランド力の向上のためにWebを活用したプロモーション活動等を積極的に行いました。更に葬祭・婚礼事業における施設稼働率向上に向けた取り組みとして、施設におけるイベントの開催や団体・企業への訪問等、地域営業の推進を継続しました。

また原価・経費面では、上期において円高により仕入コストが減少したことに加え、全ての事業で経費の見直しや業務の効率化等を推進しました。これらの結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は11,670百万円（前連結会計年度比4.6%増）、営業利益は885百万円（同109.9%増）、経常利益は1,013百万円（同71.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は567百万円（同60.1%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであり、売上高については、セグメント間の内部売上高を除き記載しております。

なお、当社は事業子会社の経営統括を主たる目的とする純粋持株会社であり、各連結子会社からの不動産賃貸料収入、経営管理料収入及び配当金を主たる収益としております。一方で、各セグメント(各連結子会社)の営業費用には、当社に対する不動産賃借料及び経営管理料が計上されております。

① 葬祭事業

当社グループが展開している営業エリアにおいて、死亡者数は微増傾向にあるものの、同業他社との競争は激化しており、また小規模葬儀の割合も増加傾向にあります。

このような状況の下、福島県内の企業に向けた「こころネットパートナー特典※」への新規加入営業、並びに「健康」や「終活」をテーマとしたセミナーの開催等の地域営

業を強化しました。また、葬儀施行後の法事受注・仏壇仏具等の販売及び互助会への再加入の勧誘といったアフターフォロー営業を推進しました。更に有限会社牛久葬儀社の業績も通期で寄与した結果、売上高は5,771百万円（前連結会計年度比8.8%増）、営業利益は397百万円（同34.5%増）となりました。

※こころネットパートナー特典

加入いただいた企業様及びその従業員様が、当社グループで婚礼・葬儀の施行や墓石の購入をされる際に、割引等が受けられる制度です。

② 石材卸売事業

当社グループが展開している営業エリアにおいて、墓石の小型化や埋葬方法の多様化等により墓石需要の低迷が継続しました。

このような状況の下、インド・ベトナム加工墓石の販売に注力いたしましたが、大幅な受注増には至りませんでした。一方で、円高による仕入コスト減少や経費の削減に努めた結果、売上高は1,426百万円（前連結会計年度比6.0%減）、営業利益は49百万円（同91.3%増）となりました。

③ 石材小売事業

当社グループが展開している営業エリアにおいて、一部で墓じまいの動きが見られる等、埋葬意識の多様化が進んだこと等により墓石需要の低迷が継続しました。

このような状況の下、耐震構造墓石やインド加工墓石の販売、寺院への永代供養塔の提案に注力しましたが、新規建立件数は前年を下回りました。その結果、売上高は1,173百万円（前連結会計年度比9.5%減）、営業利益は25百万円（同19.3%減）となりました。

④ 婚礼事業

当社グループが展開している営業エリアにおいて、婚礼施行件数が減少傾向にある中、婚礼ニーズの変化や同業他社の新規出店もあり、厳しい競争環境が継続しました。

このような状況の下、Webプロモーションや婚礼情報収集の強化等により集客力のアップを図るとともに施行品質の向上に努めました。また、広告宣伝費の見直し等による経費削減に努めた結果、売上高は2,505百万円（前連結会計年度比7.9%増）、営業利益は61百万円（前連結会計年度は152百万円の営業損失）となりました。

⑤ 生花事業

当社グループが展開している営業エリアにおいて、生花需要は低調に推移しました。このような状況の下、生花店や葬儀社等へのDMの発送等継続的なアプローチが、新規取引先の獲得や既存取引先からの受注増加に繋がりました。その結果、売上高は614百万円（前連結会計年度比7.3%増）、営業利益は144百万円（同29.4%増）となりました。

⑥ 互助会事業

互助会事業につきましては、互助会会員による葬儀及び婚礼の施行件数増加を図るため、キャンペーン等を実施し会員数の増加に努めました。その結果、売上高は1百万円（前連結会計年度比7.7%減）、営業損失は16百万円（前連結会計年度は74百万円の営業損失）となりました。

⑦ 介護事業

介護事業につきましては、医療機関・居宅介護支援事務所との連携により、サービス付き高齢者向け住宅の入居率は高水準を維持しました。その結果、売上高は92百万円（前連結会計年度比34.4%増）、営業損失は1百万円（前連結会計年度は3百万円の営業損失）となりました。

⑧ その他

その他の装販部門につきましては、高単価商品の販売に注力するとともに、新たな商品開発に取り組みました。その結果、売上高は83百万円（前連結会計年度比12.7%増）、営業損失は3百万円（前連結会計年度は3百万円の営業損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました当社グループの設備投資の総額は175百万円であります。その主なものは、婚礼事業の小規模婚礼会場（福島県郡山市）の新設（68百万円）であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として260百万円の調達を行いました。

また、当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額1,946百万円の当座借越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は482百万円であります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第48期	第49期	第50期	第51期 (当連結会計年度)
	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
売上高(千円)	12,057,377	11,505,074	11,160,428	11,670,819
経常利益(千円)	941,166	692,888	591,756	1,013,553
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	734,572	528,938	354,298	567,082
1株当たり当期純利益(円)	191.14	137.64	92.19	147.56
総資産(千円)	22,857,004	21,361,808	21,310,175	21,043,124
純資産(千円)	7,592,208	8,056,471	8,263,955	8,696,073
1株当たり純資産額(円)	1,975.58	2,096.42	2,150.41	2,262.85

- (注) 1 1株当たり当期純利益は、自己株式を除く普通株式の期中平均株式数により計算しております。
 2 1株当たり純資産額は、期末の普通株式の発行済株式数から自己株式数を除いた値により計算しております。

② 事業報告作成会社の財産及び損益の状況

区 分	第48期	第49期	第50期	第51期 (当事業年度)
	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
売上高(千円)	1,458,405	1,440,150	1,403,800	1,385,672
経常利益(千円)	596,054	571,273	550,221	518,098
当期純利益(千円)	527,562	518,089	461,297	380,212
1株当たり当期純利益(円)	137.28	134.81	120.04	98.94
総資産(千円)	11,226,215	10,946,107	11,748,342	11,473,534
純資産(千円)	6,678,884	7,096,805	7,430,407	7,705,264
1株当たり純資産額(円)	1,737.93	1,846.70	1,933.50	2,005.03

- (注) 1 1株当たり当期純利益は、自己株式を除く普通株式の期中平均株式数により計算しております。
 2 1株当たり純資産額は、期末の普通株式の発行済株式数から自己株式数を除いた値により計算しております。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	所在地	主要な事業内容
株式会社たまのや	50,000千円	100.0%	福島県 福島市	葬祭
カンノ・トレーディング株式会社	10,000千円	100.0%	福島県 伊達市	石材卸、輸入品卸小売、生花 卸、棺・納棺具卸
石のカンノ株式会社	10,000千円	100.0%	福島県 福島市	石材小売、石工事、霊園販売
株式会社With Wedding	40,000千円	100.0%	福島県 郡山市	婚礼、貸衣裳、宴会
株式会社ハートライン	50,000千円	100.0%	福島県 福島市	冠婚葬祭互助会
こころガーデン株式会社	30,000千円	100.0%	福島県 福島市	サービス付き高齢者向け住 宅、介護
有限会社牛久葬儀社	5,500千円	100.0%	茨城県 牛久市	葬祭

- (注) 1 当社の完全子会社である株式会社ハートライン及び株式会社互助システムサークルは、平成28年7月1日を効力発生日として、株式会社ハートラインを存続会社、株式会社互助システムサークルを消滅会社とする吸収合併を行いました。
- 2 当社の完全子会社であるカンノ・トレーディング株式会社は、平成29年4月1日付で石材卸売事業を会社分割（吸収分割）し、同じく当社の完全子会社である石のカンノ株式会社へ承継させました。また、本会社分割後、カンノ・トレーディング株式会社は株式会社フルールへ、石のカンノ株式会社はカンノ・トレーディング株式会社へ商号変更いたしました。
- 3 当社の完全子会社である株式会社たまのや及び有限会社牛久葬儀社は、平成29年7月1日を効力発生日として、株式会社たまのやを存続会社、有限会社牛久葬儀社を消滅会社とする吸収合併を行う予定であります。
- 4 当事業年度末日において、特定完全子会社はありません。

(6) 対処すべき課題

当社グループは冠婚葬祭業と石材事業を核として事業を展開する企業群であります。当社グループが営むそれぞれの事業において、加速する少子高齢化への対応は重要な課題と認識しております。少子化に伴う婚礼需要の減少、高齢化による介護、葬祭事業等の需要増加が見込まれる一方、異業種からの業界参入による競争激化も予想されます。

また、時流の変化により儀式や埋葬の形態の変化が加速し、お客様個々のニーズが更に多様化していくことも考えられます。

こうした厳しい経営環境の中、当社グループでは高品質のサービス・商品の提供を維持し、新たな顧客層の開拓を強化し業容を拡大してまいります。そのためにも既往の商品群に加え、お客様の細かなニーズに対応しうる魅力ある商品の開発を行い、広告宣伝等販売促進の強化を図ってまいります。更により多くのお客様に当社グループを利用いただくため、営業エリア拡大や友好的M&A等を推進してまいります。また、事業規模の拡大と収益基盤の強化を図るため、新規分野の事業化にも挑戦していく所存です。

これらを実現するためにも、サービスと商品の高度な品質管理体制をより堅確にするとともに、優秀な人材の確保と育成に注力してまいります。

中長期的な経営戦略につきましては、今後の持続的な成長を目指し、事業の選択と集中による経営資源の再配分を行い、既存事業の収益力向上を図ってまいります。また、事業規模の拡大と収益機会の強化を図るため、新規事業として納骨堂（屋内）ビジネスや再生可能エネルギー分野への参入について本格的に検討を進めてまいります。

当社グループが対処すべき主な課題は、次のとおりであります。

① サービス品質の向上

当社グループのすべての事業において、サービスの原点は「人」という観点から、人材育成を重要な課題と位置付け、プロとしてのスペシャリストを養成してまいります。また、専門知識を習得するため、「葬祭ディレクター」、「お墓ディレクター」、「ブライダルプロデューサー」等の各種資格取得を積極的に推進し、すべてのお客様に高品質のサービスを提供してまいります。

② 変化するニーズへの対応

葬祭事業につきましては、昨今の住宅事情や近隣世帯とのコミュニケーションの希薄化等により葬祭会館の需要が定着しております。一方で、葬儀規模は縮小傾向にあり、従来の葬送儀式よりも「家族葬」や「自分らしい葬儀」を希望する等、利用者のニーズは多様化しております。このような環境の下、自宅感覚のくつろぎと葬送時の特別な空間の演出等、利用者のニーズを的確に捉えた葬祭会館づくりを目指してまいります。また、サービ

す面においても、利用者の「想い」に十分に込えられるよう独自性を高めた商品サービスを創造してまいります。

石材卸売事業につきましては、個性的なデザイン墓や石種、また商品の納期については更なる短縮化が求められております。これらのニーズに込えるため、オリジナルデザイン墓石の開発や仕入ルートの拡充を図り豊富な石種を確保するとともに、KDDシステム※を活用した営業活動を展開してまいります。

石材小売事業につきましては、消費者の潜在的なニーズの掘り起こしやお墓に関する疑問、不安を解消するため、「想いのお墓づくり」を展開し、需要喚起と顧客満足度の向上に努めております。また、耐震構造墓石の提案やオリジナルデザイン墓石の開発を進め、更なる顧客満足を追求してまいります。

婚礼事業につきましては、多様な挙式スタイルを実現するため、総合式場、ゲストハウス、小規模式場の3タイプの婚礼会場を用意し設備面での充実を図っております。更に、地元食材を活かした独自の婚礼料理や、利用者のニーズを的確に捉えた商品プランを開発してまいります。

生花事業につきましては、近隣県に出店した各営業所において販路が拡大しております。今後も出店地域の生花需要を的確に捉え、生花商品の安定供給に努めてまいります。

互助会事業につきましては、会員の増加は、当社グループにおける将来の顧客基盤の確保に繋がることから、グループ全社で会員募集体制を強化してまいります。また、冠婚葬祭役務サービスのほか、会報誌の発行、各種カルチャー教室、生活情報セミナー・イベントの開催等会員サービスの充実を図り、会員数の増加に努めてまいります。

介護事業につきましては、サービス付き高齢者向け住宅に、通所介護・訪問介護・居宅介護支援の各事業所を併設し、高齢者の安心安全でこころ豊かな生活をサポートしてまいります。

※ KDDシステム

Kanno Design Databaseの略称で、約4,000件の墓石デザインや図面が登録されており、Web上から墓石の寸法、石の色、デザイン等を指定することで希望のお墓を検索することができるシステムです。取引石材店様のお客様への商品提案に役立つだけでなく、商品発注作業をスピーディーに行うことができます。

③ 営業エリアの拡大

葬祭事業につきましては、福島県内において、当社葬祭会館の開設余地は限られたものとなりつつあります。今後は、福島県内既存会館のシェア向上に注力するとともに、関東地区でのエリア拡大に努めてまいります。

東北地方を主たる営業エリアとする石材卸売事業並びに石材小売事業につきましては、

冬期間における売上高の減少等季節的な業績変動要因を低減させるため、関東地方以西への販路拡大を引続き検討してまいります。

生花事業につきましては、東北地方だけでなく北関東地区での拠点展開を検討してまいります。

これらの事業展開の中で、当社グループの相乗効果を最大限に引き出してまいります。

④ コンプライアンス体制の整備

当社グループは、事業活動において貨物自動車運送事業法、食品衛生法、割賦販売法、介護保険法等の規制を受けております。法令遵守体制につきましては、コンプライアンス・コンプライアンスマニュアル等に則り、原則毎月1回開催するコンプライアンス・リスク管理委員会や、適宜実施する研修会等を通して全社員への徹底を図っております。

⑤ 自然災害等への対応

自然災害等は企業活動にとって予測不可能なものであります。

当社グループは、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故等を教訓とし、事業継続計画を策定いたしました。引き続き自然災害等の罹災時における中核事業の継続に努めてまいります。

また、震災復興面では、福島県に根差した企業として、原発事故避難者への墓地移転の支援や、被災した寺院への墓地修復等、業務を通じた支援にも継続して取り組んでまいります。

⑥ 社会貢献活動への取り組み

ライフサポート事業を通じた社会貢献はもとより、真に豊かな社会の実現に向け、企業市民としての責任を果たしてまいります。この方針を実現するため、「豊かな人生の演出」「豊かな社会の創造」「次世代への継承」を行動指針とし、様々な社会貢献活動へ取り組んでまいります。

(7) 主要な事業内容

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、平成29年3月31日現在、当社、連結子会社7社、非連結子会社1社及び関係会社2社で構成されております。

当社は純粋持株会社としてグループ運営に係る経営戦略企画、業績管理、不動産管理、総務・経理・人事等の管理業務を行っております。各事業子会社は、福島県内及び茨城県牛久市における葬祭に係る諸儀式の施行並びに付帯サービスの提供（葬祭事業）、東日本を主な販売エリアとした石材の卸売（石材卸売事業）、福島県内・長野県東部における一般個人・法人向けの石材（主に墓石）の販売・工事及び関東圏を中心とした一般個人向けの霊園斡旋・墓石販売（石材小売事業）、福島県内における婚礼に係る諸儀式及び宴会の施行並びに付帯サービスの提供（婚礼事業）グループ内外向けの生花の卸売（生花事業）、冠婚葬祭互助会の運営（互助会事業）、サービス付き高齢者向け住宅を中心とした介護サービスの提供（介護事業）及びこれらに付随するその他の事業を行っております。これら各事業が連携することにより、相乗効果を高めた総合的な事業展開を行っております。

各事業の内容は次のとおりであります。

① 葬祭事業

当事業は、葬儀の施行及び葬祭に係る各種サービスの提供を業務としており、連結子会社である株式会社たまのや及び有限会社牛久葬儀社が、自社会館を利用した葬儀施行、自宅や寺院での葬儀の補助及び法事等追善供養に係る儀式の施行等を行うほか、葬儀施行業務の受託、仏壇・仏具販売店「ぶつだんプラザ」の運営を行っております。

当事業においては、自社施設として福島県内3地区（県北・県中・会津）及び茨城県牛久市において葬祭会館22施設を展開しており、大規模葬儀（会葬者400名～500名規模）から家族葬等の小規模葬儀まで対応可能な体制を構築しております。葬儀の形態、会場及び会葬者数や地域ごとの慣習・特色等の利用者ニーズに応じた各種「パッケージプラン」等を提供しており、利用者にとってわかりやすい料金サービス体系を構築しております。

また、葬儀サービスにかかる品質及び当社グループの信頼向上等を図るため、人材育成・教育に注力しており、厚生労働省認定葬祭ディレクター技能審査「葬祭ディレクター」の資格取得を推進するほか、納棺師の自社育成や一般社団法人日本グリーンケア協会が認定する「グリーンケア・アドバイザー」の資格取得の推進等により、ご遺族に対する「こころの安らぎ」の提供にも努めております。

更に株式会社たまのやにおいては、自社による葬儀施行のほか、J A全農福島及び福島県内の農業協同組合（以下、「J A組合」という。）全組合が出資する株式会社J Aライフクリエイト福島との業務委託契約により、同社が各J A組合より受託した葬儀施行にかかる一部業務を受託しております。当社グループは、主として自社施設を展開していないエリアにおいて当該形態での展開を行っております。

なお、当事業においては、葬儀にかかる仕出料理は株式会社With Weddingより、生花（生花祭壇の企画・制作含む）及び棺等はカンノ・トレーディング株式会社より、それぞれ仕入れているほか、株式会社ハートラインより互助会会員にかかる葬儀施行の受託等、グループ連携の強化による事業展開を図っております。ただし、有限会社牛久葬儀社においては、株式会社With Weddingからの葬儀にかかる仕出料理の仕入、株式会社ハートラインからの互助会会員にかかる葬儀施行の受託は行っておりません。

② 石材卸売事業

当事業は、墓石を中心とした石材加工商品の輸入・卸売を業務としており、連結子会社であるカンノ・トレーディング株式会社が東日本地域を中心に行っております。

石材加工商品の仕入は、その多くを中国・インド等を中心とする海外から輸入しており、現地の提携工場において発注仕様に基づき加工された商品を輸入しております。中国福建省廈門市に現地事務所を設置し、発注及び検品等の管理業務等を行うことにより、商品仕入業務の円滑化及び商品品質の維持向上に努めております。

当事業においては、仕入コストの削減のほか、商品開発に注力しており、墓石商品にかかる独自の機能開発やオリジナルデザインによる「洋型墓石」や「デザイン墓」の開発を進め、販売先への提案を強化しております。

また、自社のWebサイトにおいて、独自機能付きの墓石やデザイン墓等の付加価値商品を紹介するほか、販売先である石材店に対して販売ツールとしての利用を促す等による販売支援等を行っております。

なお、当事業においては、墓石商品の一部について、持分法適用関連会社である天津中建万里石石材有限公司より仕入れております。

③ 石材小売事業

当事業は、墓石の小売を主たる業務としており、連結子会社である石のカンノ株式会社が、福島県内に5店舗、長野県に1店舗、東京都、茨城県にそれぞれ1営業所を展開し、一般消費者への墓石等の小売販売及び一部は建築石材の施工を行っております。

墓石等の小売販売については、店舗における展示場販売等に加え、寺院墓地・公営墓地・民営墓地（霊園）の斡旋等と併せた墓石販売を行っております。また、墓石販売を目的として宗教法人等が行う霊園開発の際、保証金等を差し入れ、その建墓工事の権利を取得しております。霊園の経営は宗教法人等非営利法人に限られており、他社との共同または単独で当該権利を確保することで、霊園における建墓工事の指定業者となっております。

当事業において取り扱う墓石商品は、主としてカンノ・トレーディング株式会社より仕入れております。墓地区画の形状、希望する石種やデザイン等を踏まえた墓石及び外柵の設計を行い、消費者のニーズに応じた墓石商品を提供しております。また、近年ニーズが

拡大している「デザイン墓」や「耐震構造墓」等の取扱いや独自の20年保証等により他社との差別化の強化を図っております。

なお、消費者にとって購入機会がまれな墓石は、その良し悪しの判断基準が不明瞭なものとなりがちですが、当社グループにおいては、消費者が安心して墓石を購入できるよう当社販売スタッフの一般社団法人日本石材産業協会認定「お墓ディレクター」の資格取得推進等により、商品及びサービス両面における品質の維持向上に努めております。

④ 婚礼事業

当事業は、婚礼の施行を中心に、挙式に係る各種サービスの提供を主な業務としており、連結子会社である株式会社With Weddingが、福島県内の主要3都市（福島市、郡山市、会津若松市）に異なるタイプの6つの婚礼会場を有し、結婚式やパーティー・宴会等の施行サービスを提供しております。婚礼に係る従業員は、一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会が認定する「ブライダルプロデューサー」の資格を取得しており、新郎新婦の親族及び友人等の参列者の心が通い合うような結婚式・披露パーティーのプロデュースに努めております。

当事業の運営においては、福島地区及び会津地区では株式会社たまのやに仕出料理等のケータリングを行っております。また、挙式等にかかる装花・生花等はカンノ・トレーディング株式会社より仕入れているほか、株式会社ハートラインより互助会会員にかかる婚礼施行の受託等、グループ連携の強化による事業展開を図っております。

⑤ 生花事業

当事業は、生花販売を主な業務としており、連結子会社であるカンノ・トレーディング株式会社がグループ内の各事業に対する生花・供花商品の供給に加え、一般の生花小売店等向けに同商品の卸売を行っております。

福島県福島市、山形県山形市及び栃木県小山市に事業拠点を設置し、東北地方、北関東地方を中心として関東エリアへの販売先拡大を図っております。

⑥ 互助会事業

当事業は、当社グループの将来の顧客基盤を確保するため、連結子会社である株式会社ハートラインが割賦販売法に定める前払式特定取引業者として許可を受け冠婚葬祭互助会の運営を行っております（〔経済産業大臣許可（互）第2001号〕）。また、NP少額短期保険株式会社との代理店契約により、少額短期保険加入者の募集代理店業務を行っております。

冠婚葬祭互助会は、会員が月掛金を一定期間払い込むことで、グループ内の株式会社たまのや及び株式会社With Wedding並びに提携する式場等で冠婚葬祭施行の際、通常料金

より割安な料金にて役務サービスを利用できる会員制組織であります。更に、会員特典として割引価格によるサービス等を受けることができます。

会員に対しては、会報誌の送付、会員参加型イベントや旅行等の企画等により、会員の付加価値の向上に努めております。

なお、当事業においては、株式会社たまのや及び株式会社With Weddingに対し、施行委託することにより一定の手数料を受け取っております。

⑦ 介護事業

当事業は、連結子会社であるこころガーデン株式会社がサービス付き高齢者向け住宅を運営し、併せて居宅介護支援事業・訪問介護支援事業・通所介護支援事業等を行っております。

⑧ その他

当事業は、連結子会社であるカンノ・トレーディング株式会社が棺・葬祭用品の卸売事業を行っております。

なお、石材卸売・生花事業及びその他の装販部門を展開しているカンノ・トレーディング株式会社は、平成29年4月1日付で石材卸売事業を会社分割（吸収分割）し、石のカンノ株式会社へ承継させました。また、本会社分割後、カンノ・トレーディング株式会社は株式会社フルールへ、石のカンノ株式会社はカンノ・トレーディング株式会社へ商号変更いたしました。

会社分割後の状況は次のとおりであります。

新会社名	事業
カンノ・トレーディング株式会社	石材卸売事業、石材小売事業
株式会社フルール	生花事業、その他の装販部門

また、葬祭事業を展開している株式会社たまのや及び有限会社牛久葬儀社は、平成29年7月1日を効力発生日として、株式会社たまのやを存続会社、有限会社牛久葬儀社を消滅会社とする吸収合併を行う予定であります。

(8) 主要な事業所（平成29年3月31日現在）

当社本社：福島県福島市鎌田字舟戸前15番地1

主要な営業所

	名称	所在地
葬祭事業：	たまのや こころ斎苑 黒岩	(福島県福島市)
	たまのや こころ斎苑 黒岩南	(福島県福島市)
	たまのや こころ斎苑 鎌田	(福島県福島市)
	たまのや こころ斎苑 福島中央	(福島県福島市)
	たまのや こころ斎苑 きずな	(福島県福島市)
	たまのや こころ斎苑 さつき	(福島県福島市)
	たまのや こころ斎苑 まつかわ	(福島県福島市)
	たまのや こころ斎苑 飯坂	(福島県福島市)
	たまのや こころ斎苑 福島西	(福島県福島市)
	たまのや こころ斎苑 伊達	(福島県伊達市)
	たまのや こころ斎苑 掛田	(福島県伊達市)
	たまのや こころ斎苑 会津	(福島県会津若松市)
	たまのや こころ斎苑 門田	(福島県会津若松市)
	たまのや こころ斎苑 みさと	(福島県大沼郡)
	たまのや こころ斎苑 いなわしろ	(福島県耶麻郡)
	たまのや こころ斎苑 喜多方	(福島県喜多方市)
	たまのや こころ斎苑 開成	(福島県郡山市)
	たまのや こころ斎苑 安積	(福島県郡山市)
	たまのや こころ斎苑 久留米	(福島県郡山市)
	たまのや こころ斎苑 喜久田	(福島県郡山市)
たまのや こころ斎苑 三春	(福島県田村郡)	
牛久葬儀社	セレモニーホール牛久齊場	(茨城県牛久市)
石材卸売事業：	石材卸事業部	(福島県伊達市)
	東京営業所	(東京都中央区)
	つくば営業所	(茨城県つくば市)
	厦門事務所	(中国福建省)

石材小売事業：	石のカンノ本店	(福島県福島市)
	石のカンノ福島西店	(福島県福島市)
	石のカンノ郡山支店	(福島県郡山市)
	石のカンノいわき支店	(福島県いわき市)
	石のカンノ会津支店	(福島県会津若松市)
	石のカンノ長野支店	(長野県東御市)
	石のカンノ東京支店	(東京都江東区)
	石のカンノ牛久営業所	(茨城県牛久市)
婚礼事業：	SP VILLAS サンパレス福島	(福島県福島市)
	Primari	(福島県福島市)
	アニエス郡山	(福島県郡山市)
	迎賓館グランプラス	(福島県郡山市)
	KI OKUNOMORI	(福島県郡山市)
	アニエス会津	(福島県会津若松市)
生花事業：	生花事業部	(福島県福島市)
	関東営業所	(栃木県小山市)
	山形営業所	(山形県山形市)
互助会事業：	福島営業所	(福島県福島市)
	会津営業所	(福島県会津若松市)
	郡山営業所	(福島県郡山市)
介護事業：	こころガーデン八島田	(福島県福島市)
その他：	装販事業所	(福島県福島市)

(注) 婚礼事業の迎賓館グランプラスは平成29年3月末日をもって休館いたしました。また、平成29年4月1日に福島県郡山市において小規模婚礼会場「KAI KORIYAMA (廻 郡山)」を開設いたしました。

(9) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の状況

セグメントの名称	従業員数（人）	前連結会計年度末比増減（人）
葬祭事業	242（5）	1増（－）
石材卸売事業	55（1）	2減（－）
石材小売事業	55（－）	3減（－）
婚礼事業	111（2）	4増（1減）
生花事業	27（1）	1減（1増）
互助会事業	22（2）	6増（－）
介護事業	13（1）	－（－）
その他	4（－）	－（－）
全社	30（－）	4減（－）
合計	559（12）	1増（－）

- (注) 1 従業員は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外からの当社グループへの出向者を含む。）であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、従業員数の（ ）は臨時従業員の年間平均雇用人数（1日当たり7時間40分換算）を外書きしております。
- 2 「全社」として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであり、当社の従業員であります。

② 当社の状況

従業員数（人）	前事業年度末比増減（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
30	4減	44.9	11.1

- (注) 1 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パート、アルバイトを含む。）は、含んでおりません。
- 2 持株会社である提出会社の従業員数は、いずれのセグメントにも区分されないため、「① 企業集団の状況」の「全社」に記載しております。

(10) 主要な借入先 (平成29年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社東邦銀行	478,505千円
株式会社福島銀行	455,950千円
株式会社みずほ銀行	504,478千円
福島信用金庫	286,600千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	282,000千円
株式会社きらやか銀行	170,620千円
須賀川信用金庫	112,757千円
株式会社秋田銀行	45,571千円
株式会社商工組合中央金庫	42,400千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 5,100,000株
 (2) 発行済株式の総数 3,843,100株
 (3) 株主数 993名
 (4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
カンノ合同会社	970,000株	25.2%
齋藤高紀	380,870株	9.9%
川島利介	273,975株	7.1%
こころネットグループ従業員持株会	191,440株	5.0%
㈱東邦銀行	175,000株	4.6%
㈱福島銀行	135,000株	3.5%
内藤征吾	81,600株	2.1%
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱	79,200株	2.1%
齋藤フヨ	74,830株	1.9%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	71,000株	1.8%

(注) 持株比率は自己株式（125株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) ①取締役及び監査等委員の状況（平成29年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	菅野松一	〈重要な兼職の状況〉 天津中建万里石石材有限公司 董事
代表取締役社長	齋藤高紀	
常務取締役	羽田和徳	経理部、人事部担当 〈重要な兼職の状況〉 こころガーデン株式会社 代表取締役 天津中建万里石石材有限公司 董事
取締役	菅野孝太郎	経営企画部、総務部担当
取締役	菅野利徳	
取締役 (監査等委員・常勤)	谷藤静広	
取締役 (監査等委員)	武藤正隆	〈重要な兼職の状況〉 武藤正隆法律事務所 所長
取締役 (監査等委員)	大出隆秀	〈重要な兼職の状況〉 有限会社大出会計事務所 代表取締役

- (注) 1 取締役菅野利徳氏並びに取締役(監査等委員)武藤正隆氏及び大出隆秀氏は社外取締役であります。
- 2 取締役(監査等委員)大出隆秀氏は、税理士・公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 3 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、谷藤静広氏を常勤の監査等委員として選定しております。
- 4 当社は、取締役菅野利徳氏並びに取締役(監査等委員)武藤正隆氏及び大出隆秀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 5 当社と、社外取締役菅野利徳氏並びに監査等委員武藤正隆氏及び大出隆秀氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

②事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
玉木康夫	平成28年6月28日	任期満了	取締役

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	6名 （1名）	90,906千円 （1,440千円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （2名）	12,660千円 （2,880千円）
合計 （うち社外取締役）	9名 （3名）	103,566千円 （4,320千円）

- (注) 1 上記には、平成28年6月28日開催の第50回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名を含んでおります。
- 2 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- 3 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成27年6月25日開催の定時株主総会において年額144百万円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内。なお、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
- 4 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成27年6月25日開催の定時株主総会において年額36百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役（監査等委員）武藤正隆氏は、武藤正隆法律事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役（監査等委員）大出隆秀氏は、有限会社大出会計事務所の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数	発言状況
取締役	菅野利徳	14回／14回	—	長年にわたる行政機関及び企業経営に携わった経験と知見から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	武藤正隆	12回／14回	13回／15回	弁護士の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
	大出隆秀	14回／14回	15回／15回	税理士・公認会計士の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 東邦監査法人

(注) 当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、平成28年6月28日開催の第50期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 会計監査人の報酬等の額

	新日本有限責任監査法人	東邦監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	—	23,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	360千円	23,000千円

- (注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2 監査等委員会は、会計監査人による当該事業年度の監査計画の内容、監査時間及び報酬見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬の額につき会社法第399条第1項及び同条第3項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人であった新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である監査法人交代に伴う手続業務を委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正性を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社グループの業務の適正を確保するための体制の整備状況は次のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役会規程に基づき、原則月1回開催する定時取締役会及び必要あるときに開催する臨時取締役会において重要事項の審議並びに決議を行っております。
 - ② 取締役は、取締役会を通じて相互に取締役の業務執行について監督しております。
 - ③ 監査等委員会は監査等委員会監査基準等に基づき業務執行状況調査等を通じ、取締役の業務執行について監査を行っております。
 - ④ 内部統制基本方針（会社法）に基づき、月1回開催するコンプライアンス委員会においてコンプライアンス体制の構築・運用を推進し、コンプライアンスの強化並びに企業倫理の浸透を図っております。
 - ⑤ 業務執行部門から独立した内部監査室を監査等委員会の下に設置し、内部監査規程に基づき、当社グループにおける法令及び内部規程等の遵守状況を監査し、監査等委員会及び当社社長に報告しております。
 - ⑥ コンプライアンス規程において、コンプライアンス体制の根幹となる行動規範を制定し、法令遵守及び社会倫理遵守に対する取締役及び使用人の意識向上に努めております。
 - ⑦ 内部通報ホットライン管理規程に基づき、コンプライアンスに係る問題については通常の報告ルートのほか、内部通報ホットラインによる報告ルートを設置し、法令違反その他コンプライアンスに関する事実について、相談または通報等により直接情報を提供できる体制を整備するとともに、通報者保護の体制も確立しております。また、内部通報を受けた場合はすみやかに事実の調査を行い、担当部門と対応策・再発防止策を協議のうえ実施を勧告することとしております。
 - ⑧ コンプライアンス行動規範において、いわゆる「反社会的勢力」とは一切関係を持たないことを宣言し、警察、弁護士等関係機関との連携を図るとともに、取締役及び使用人が一体となり不当な要求に対して毅然とした態度で臨むこととしております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 法令及び文書管理規程に基づき、取締役会議事録等取締役の業務執行に係る情報・記録について保存・管理を行っております。
- ② 内部統制基本方針（会社法）において、取締役、監査等委員及び子会社の監査役はいつでもこれらの情報を閲覧できるものとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループにおける最適なリスク管理体制を構築するためにリスク管理規程を制定し、業務遂行に関するリスク管理に必要な体制、運営の基本事項及びリスク管理委員会設置について定めております。

リスク管理委員会はリスク管理委員会運営規程に基づき運営され、全般的なリスクの特定、評価、対応策を推進し、企業活動の継続的かつ健全な発展により企業価値を脅かすリスクに対処しております。

- ② リスク管理の有効性評価及び実効性の高い牽制機能を確保するため、監査等委員はリスク管理規程に基づき、内部統制システムに係る監査等委員会監査の一環としてリスク管理の監査を行っております。

- ③ 大地震、長期間にわたるコンピュータシステム機能停止等、会社財産の滅失や社会的信用の失墜を引き起こしうる不測の事態発生に適切に対応するため、危機管理規程を制定し、危機管理に必要な体制や運営の基本事項及び危機管理本部設置について定めております。危機管理本部は、危機の度合いにより関連する役員、危機対応部門、危機統括部門及び広報部門より構成され、危機に対し適切かつ迅速に対応し、企業価値の損失を最小限に抑制するため、一時的に一括した指揮命令を行うとしております。

また、事業継続計画を策定し、不測事態の発生時の対処手続き等を定め、当社グループの事業が継続しうる体制を整備しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会規程に基づき、取締役会は経営方針に沿った経営計画を策定し、取締役は経営計画に基づき職務の執行を行い、その執行状況について定期的に取り締役に報告する体制を整備しております。

また、経営会議細則において、取締役会の機能を強化し経営効率を向上させるために、必要な体制や運営の基本事項及び経営会議設置について定めております。経営会議は当社業務執行取締役と経営企画部長で構成され、毎月取締役会に付議する事項を含む経営戦略上の重要な業務執行事項について、その方向性や方針及び意思決定のプロセスについて審議しております。

- ② 業務が効率的かつ公正に執行されるよう稟議規程、業務分掌規程を制定し、業務執行者に対する委任の範囲、権限を定めております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

- ① 組織関連規程、関係会社管理規程において純粋持株会社制のもとでグループ会社が担うべき役割を定め、グループとしての最適運営を図る体制を整備しております。

- ② 取締役会規程において、取締役会は、議事の運営上必要と認められるときは、取締役、監査等委員及び子会社の監査役以外のものを出席させ、意見または説明を求めることができるとしております。企業価値を最大化とする役割を担う当社は、グループ会社の取締役会に部長、室長も出席させ、各社の経営について自主性を尊重しつつ現状報告や結果報告を受ける等情報の共有化を図り、グループ全体の視点から業務の適正を確保するための体制の整備を図っております。

- ③ 監査等委員会監査基準に基づき、監査等委員は取締役の業務執行を監査するため必要があると認めるときにはグループ会社に対し事業または会計に関する報告を求め、業務及び財産の状況を監査できる体制を整備しております。

- ④ 内部監査規程に基づき、内部監査室は当社及びグループ会社の内部監査を実施し、内部管理体制等の適正性・有効性を検証し、内部監査指摘事項を監査等委員会及び当社社長に報告しております。また、被監査会社の社長に当該指摘事項を通知し改善を指示するとともに、その改善結果に対する責任者とする体制を整備しております。

- ⑤ 内部通報ホットライン管理規程に基づき、グループの全役職員は業務遂行に当たりコンプライアンス上で疑義が生じた場合は、通常の報告ルートのほかに内部通報ホットラインによる報告ルートを設け、相談または通報等により直接情報を提供できる体制を整備するとともに通報者保護の体制も確立しております。

- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人及び取締役からの独立性及び指示の実効性確保に関する事項

当社は、独立した内部監査部門として内部監査室を設置しており、内部監査業務に併せ、その構成員が監査等委員会を補助すべき使用人として監査等委員会の事務局業務を担わせることとしております。なお、独立性を確保するため、当該構成員に係る人事異動、人事評価、懲戒処分等については、当社取締役と事前に意見交換を行い、監査等委員会の同意を得て行うこととしております。

- (7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

- ① 監査等委員会監査基準に基づき、監査等委員は取締役会への出席、業務執行上の意思決定に関する重要な会議への出席機会を確保しており、また、重要な稟議書類等を回付し、要請に応じて随時社内文書等の提出または閲覧できる体制が整備されております。
- ② 監査等委員会監査基準に基づき、監査等委員は内部情報に関する重要事実等が発生した場合、取締役または使用人から遅滞なく報告を受ける体制が整備されております。また、監査等委員が報告を求めた場合は、取締役及び使用人は迅速かつ適切に監査等委員会へ報告を行う体制が整備されております。

- (8) 当社の監査等委員会への報告に関する体制並びに報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報ホットライン管理規程に基づき、報告、相談された事項につき、その内容が法令・定款違反等の恐れがある場合は、内部通報窓口は監査等委員会へ報告することを定めております。なお、内部通報窓口に通報したものが不当な取扱いを受けないように規定するとともに、運用の徹底を図っております。

- (9) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会監査基準において、監査等委員会はその職務の執行に必要な費用を会社に対して請求することができる旨を定めております。

- (10) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員会監査基準に基づき、監査等委員は会計監査人の会計監査の内容及び監査結果について説明を受けるとともに、情報や意見交換を行う等、会計監査人との連携を図る体制が整備されております。
 - ② 監査等委員会監査基準に基づき、監査等委員会は内部監査室から内部監査計画の提出を受け、それを審議・承認するとともに、内部監査結果の報告を受ける体制が整備されております。

当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況は次のとおりであります。

(1) 業務執行の適正性、効率性の向上に関する運用状況

取締役は経営計画に基づき職務の執行を行い、その執行状況について定期的に取り締役会（当事業年度 14回開催）に報告しました。また、取締役会の機能を強化し経営の効率を向上させるために経営会議を開催し、経営戦略上の重要事項について審議しました。

(2) コンプライアンス・リスク管理に対する運用状況

コンプライアンス経営、リスク発生の未然防止等を目的として、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会を開催しました。また、当社グループ全役職員へのコンプライアンス・マニュアルの配布やコンプライアンス自己点検実施により法令遵守及び社会倫理遵守に対する意識向上を図りました。

(3) 監査等委員会に関する運用状況

監査等委員会において定めた監査等委員会監査基準に基づき、取締役会、その他重要会議に出席し、取締役の職務の執行状況について書類の閲覧、実地調査を実施するとともに定期的に報告を受けました。また、会計監査人の会計監査の内容及び監査結果について説明を受けるとともに、情報や意見交換を行なう等、会計監査人との連携を図りました。

(4) 内部監査に関する運用状況

本社及び子会社の内部監査を実施し、内部管理体制等の適正性・有効性を検証し、内部監査指摘事項を監査等委員会及び本社長に報告しました。また、被監査会社の社長に当該指摘事項を通知するとともに改善を指示し、その改善結果の報告を求めました。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

8. 株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けております。このような観点から、剰余金の配当等の決定につきましては、当社を取り巻く経営環境や以下の方針によって実施することとしております。

配当につきましては、安定した配当を継続的に実施することを基本として、各事業年度の業績、財務状況、今後の事業展開等を総合的に勘案して実施してまいります。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化、今後成長が見込める事業分野への投資、設備投資、研究開発等に活用してまいります。

また、自己株式の取得につきましては、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら検討してまいります。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当は1株当たり15円とし、また株式上場5周年を迎えた記念配当として5円を加え、1株当たり20円とさせていただきたいと存じます。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,403,097	流 動 負 債	2,670,589
現金及び預金	2,593,091	買掛金	361,055
受取手形及び売掛金	717,246	短期借入金	482,000
有価証券	150,831	1年内返済予定の長期借入金	631,360
商品及び製品	434,695	リース債務	5,063
仕掛品	47,051	未払法人税等	270,342
原材料及び貯蔵品	32,467	賞与引当金	224,202
繰延税金資産	154,334	その他	696,565
未取還付法人税等	2,708	固 定 負 債	9,676,461
その他	365,578	長期借入金	1,265,521
貸倒引当金	△94,908	リース債務	9,678
固 定 資 産	16,640,027	繰延税金負債	31,784
有 形 固 定 資 産	11,422,683	前受金復活損失引当金	45,997
建物及び構築物	6,320,939	資産除去債務	144,625
機械装置及び運搬具	63,236	負ののれん	105,341
土地	4,961,311	前払式特定取引前受金	7,828,827
リース資産	12,749	その他	244,685
建設仮勘定	695	負 債 合 計	12,347,051
その他	63,751	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	182,370	科 目	金 額
のれん	141,645	株 主 資 本	8,592,704
その他	40,725	資本金	500,658
投 資 そ の 他 の 資 産	5,034,974	資本剰余金	2,032,312
投資有価証券	1,676,095	利益剰余金	6,059,853
長期貸付金	41,156	自己株式	△120
繰延税金資産	22,635	その他の包括利益累計額	103,369
営業保証金	640,004	その他有価証券評価差額金	28,255
供託金	1,204,150	為替換算調整勘定	75,114
その他	1,480,923	純 資 産 合 計	8,696,073
貸倒引当金	△29,991	負 債 純 資 産 合 計	21,043,124
資 産 合 計	21,043,124		

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連 結 損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		11,670,819
売 上 原 価		7,783,557
売 上 総 利 益		3,887,262
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,001,650
営 業 利 益		885,612
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	35,098	
受 取 配 当 金	3,187	
為 替 差 益	22,929	
負 の の れ ん 償 却 額	12,393	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	3,863	
掛 金 解 約 手 数 料	40,666	
前 受 金 月 掛 中 断 収 入	618	
前 受 金 復 活 損 失 引 当 金 戻 入 額	5,434	
そ の 他	108,707	232,898
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	25,434	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	54,827	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	10,619	
そ の 他	14,074	104,956
経 常 利 益		1,013,553
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益 金	1,136	
保 険 解 約 返 戻 金	54,243	55,379
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	30,172	
固 定 資 産 除 却 損	56,680	
減 損 損 失	40,155	
そ の 他	354	127,362
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		941,571
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	367,454	
法 人 税 等 調 整 額	7,034	374,488
当 期 純 利 益		567,082
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		567,082

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	500,658	2,032,312	5,608,059	△120	8,140,910
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△115,289		△115,289
親会社株主に帰属する 当期純利益			567,082		567,082
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	451,793	—	451,793
当連結会計年度末残高	500,658	2,032,312	6,059,853	△120	8,592,704

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	18,322	104,721	123,044	8,263,955
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△115,289
親会社株主に帰属する 当期純利益				567,082
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	9,932	△29,607	△19,674	△19,674
連結会計年度中の変動額合計	9,932	△29,607	△19,674	432,118
当連結会計年度末残高	28,255	75,114	103,369	8,696,073

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,468,032	流 動 負 債	1,192,919
現金及び預金	1,283,895	短期借入金	482,000
売掛金	97,959	1年内返済予定の長期借入金	410,280
繰延税金資産	12,201	未払金	45,743
短期貸付金	776,380	未払法人税等	203,807
未収入金	187,069	賞与引当金	19,657
未収還付法人税等	2,668	その他	31,431
立替金	144,002	固 定 負 債	2,575,350
その他の金	25,355	長期借入金	1,007,939
貸倒引当金	△61,500	繰延税金負債	30,221
固 定 資 産	9,005,501	資産除去債務	58,854
有 形 固 定 資 産	6,542,795	負ののれん	66,553
建物	3,255,234	長期預り保証金	1,220,240
構築物	217,311	役員に対する長期未払金	191,542
機械及び装置	261	負 債 合 計	3,768,270
車両運搬具	296	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	8,203	科 目	金 額
土地	3,061,487	株 主 資 本	7,677,008
無 形 固 定 資 産	35,767	資 本 金	500,658
のれん	14,995	資 本 剰 余 金	2,011,261
借地権	5,039	資 本 準 備 金	2,011,261
商標権	1,807	利 益 剰 余 金	5,165,209
ソフトウェア	10,963	利 益 準 備 金	24,035
その他	2,961	その他利益剰余金	5,141,174
投 資 そ の 他 の 資 産	2,426,938	別 途 積 立 金	590,535
投資有価証券	126,798	繰越利益剰余金	4,550,639
関係会社株式	768,959	自 己 株 式	△120
出資金	2,791	評 価 ・ 換 算 差 額 等	28,255
関係会社出資金	147,812	その他有価証券評価差額金	28,255
長期貸付金	1,329,755	純 資 産 合 計	7,705,264
その他	50,822	負 債 純 資 産 合 計	11,473,534
資 産 合 計	11,473,534		

損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		1,385,672
売上原価		370,543
売上総利益		1,015,128
販売費及び一般管理費		488,590
営業利益		526,537
営業外収益		
受取利息	31,155	
負ののれん償却額	7,829	
経営指導料	11,458	
出向料	13,474	
その他	13,002	76,920
営業外費用		
支払利息	13,012	
貸倒引当金繰入額	61,500	
シンジケートローン手数料	10,619	
その他	226	85,359
経常利益		518,098
特別利益		
特別損失		
保険解約返戻金	820	820
固定資産売却損	10,816	
固定資産除却損	2,651	
減損	5,900	19,368
税引前当期純利益		499,551
法人税、住民税及び事業税	86,386	
法人税等調整額	32,951	119,338
当期純利益		380,212

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 準 備 金	剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合 計		その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 合 計
					別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	500,658	2,011,261	2,011,261	24,035	590,535	4,285,715	4,900,285
事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当						△115,289	△115,289
当 期 純 利 益						380,212	380,212
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	264,923	264,923
当 期 末 残 高	500,658	2,011,261	2,011,261	24,035	590,535	4,550,639	5,165,209

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△120	7,412,085	18,322	18,322	7,430,407
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当		△115,289			△115,289
当 期 純 利 益		380,212			380,212
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			9,932	9,932	9,932
事業年度中の変動額合計	-	264,923	9,932	9,932	274,856
当 期 末 残 高	△120	7,677,008	28,255	28,255	7,705,264

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月18日

こころネット株式会社
取締役会 御中

東邦監査法人

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 小 宮 直 樹 ㊞

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 佐 藤 淳 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、こころネット株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、こころネット株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月18日

ころネット株式会社
取締役会 御中

東邦監査法人

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 小 宮 直 樹 ㊞

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 佐 藤 淳 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ころネット株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第51期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び子会社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年 5月22日

こころネット株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 谷藤 静広 ㊟

監査等委員 武藤 正隆 ㊟

監査等委員 大出 隆秀 ㊟

(注) 監査等委員武藤正隆及び大出隆秀は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第51期の期末配当につきましては、株主の皆様へ安定した配当を継続的に行う当社の基本方針と今後の事業展開などを総合的に勘案し、また、2017年4月25日に上場5周年を迎えることができましたことから記念配当を加え、1株当たり20円00銭といたしたいと存じます。

なお、中間配当金として1株につき15円00銭をお支払いいたしておりますので、年間の配当金は1株につき35円00銭となり、前期と比べ5円00銭の増配となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式1株につき、金20円00銭（うち、普通配当15円00銭・上場5周年記念配当5円00銭）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、76,859,500円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）5名全員が任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	菅野 松一 (昭和15年11月20日)	昭和31年3月 菅野石材店（当社前身） 入社 昭和41年3月 有限会社菅野石材工業（現 当社） 設立 代表取締役社長 平成24年6月 当社 代表取締役会長（現任） (重要な兼職の状況) 天津中建万里石石材有限公司 董事	44,440株
2	齋藤 高紀 (昭和23年4月1日)	平成4年6月 旧 株式会社たまのや 代表取締役副社長 平成17年11月 カンノ・コーポレーション株式会社 (現 当社) 代表取締役副社長 平成24年6月 当社 代表取締役社長（現任）	380,870株
3	羽田 和徳 (昭和34年4月10日)	平成22年11月 当社 営業開発部長 (株式会社みずほ銀行より出向) 平成24年6月 当社 取締役 平成27年6月 当社 常務取締役（現任） [担当] 経営企画部、総務部、経理部、人事部 (重要な兼職の状況) こころガーデン株式会社 代表取締役 天津中建万里石石材有限公司 董事	4,200株
4	菅野 孝太郎 (昭和43年6月7日)	平成15年4月 旧 石のカンノ株式会社（現 当社） 入社 平成27年6月 当社 取締役（現任） (重要な兼職の状況) カンノ・トレーディング株式会社 代表取締役	70,540株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
5	菅野利徳 (昭和22年9月7日)	昭和45年5月 通商産業省 入省 平成6年6月 北海道通商産業局長 平成7年6月 特許庁審査第一部長 平成8年6月 国土庁長官官房審議官 平成9年7月 全国中小企業団体中央会 専務理事 平成14年8月 日本割賦保証株式会社 代表取締役社長 平成21年10月 財団法人海外貿易開発協会 理事長 平成26年6月 当社 取締役 (現任)	900株

- (注) 1 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2 菅野利徳氏は社外取締役候補者であります。
- 3 菅野利徳氏を社外取締役候補者とした理由は、行政機関での豊富な経験があること、更に企業経営に関する専門的な見識を有していることから、当社経営上有用な意見・助言をいただけるものと判断したものであります。
- 4 菅野利徳氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
- 5 当社は、菅野利徳氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づき賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としており、菅野利徳氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
- 6 当社は、菅野利徳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- 7 監査等委員会は、各候補者を取締役に選任することが当社の企業価値向上に資すると判断しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名全員が任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
1	たに みじ やす ひろ 谷 藤 静 広 (昭和28年4月2日)	昭和52年4月 北海道東北開発公庫 (現 株式会社日本政策投資銀行) 入庫 平成18年4月 同行 監査部内部監査役 平成19年3月 日本管財株式会社へ出向 東北支店長 平成21年4月 当社へ出向 営業開発部長 平成22年4月 当社 入社 営業開発部長 平成22年6月 株式会社たまのや 代表取締役社長 平成27年6月 当社 取締役〔監査等委員〕(現任)	2,600株
2	おお いで たか ひで 大 出 隆 秀 (昭和34年2月4日)	昭和59年4月 プライスウォーターハウス監査法人 入社 昭和61年5月 税理士登録 平成3年10月 朝日監査法人 入社 平成7年4月 有限会社大出会計事務所 入所 平成7年8月 公認会計士登録 平成11年4月 有限会社大出会計事務所 代表取締役 平成23年12月 当社 監査役 平成27年6月 当社 取締役〔監査等委員〕(現任) (重要な兼職の状況) 有限会社大出会計事務所 代表取締役	2,600株
※ 3	かん の はる たか 菅 野 晴 隆 (昭和41年8月7日)	平成9年4月 弁護士登録 渡辺健寿法律事務所 入所 平成12年4月 ブレインハート法律事務所 開業 平成20年4月 弁護士法人ブレインハート法律事務所 設立 代表社員社長(現任)	—

(注) 1 ※印は、新任の候補者であります。

2 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

- 3 大出隆秀氏、菅野晴隆氏は社外取締役候補者であり、大出隆秀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、菅野晴隆氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
- 4 (1) 大出隆秀氏を社外取締役候補者とした理由は、税理士・公認会計士としての専門的な知識をもとに、客観的で中立的な監査・監督をしていただけると判断したものであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
(2) 菅野晴隆氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての法的な専門知識と経験を当社の監査・監督に活かしていただけると判断したものであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- 5 当社は、大出隆秀氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としており、大出隆秀氏の再任が承認された場合、責任限定契約を継続する予定であります。また、菅野晴隆氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
- 6 大出隆秀氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

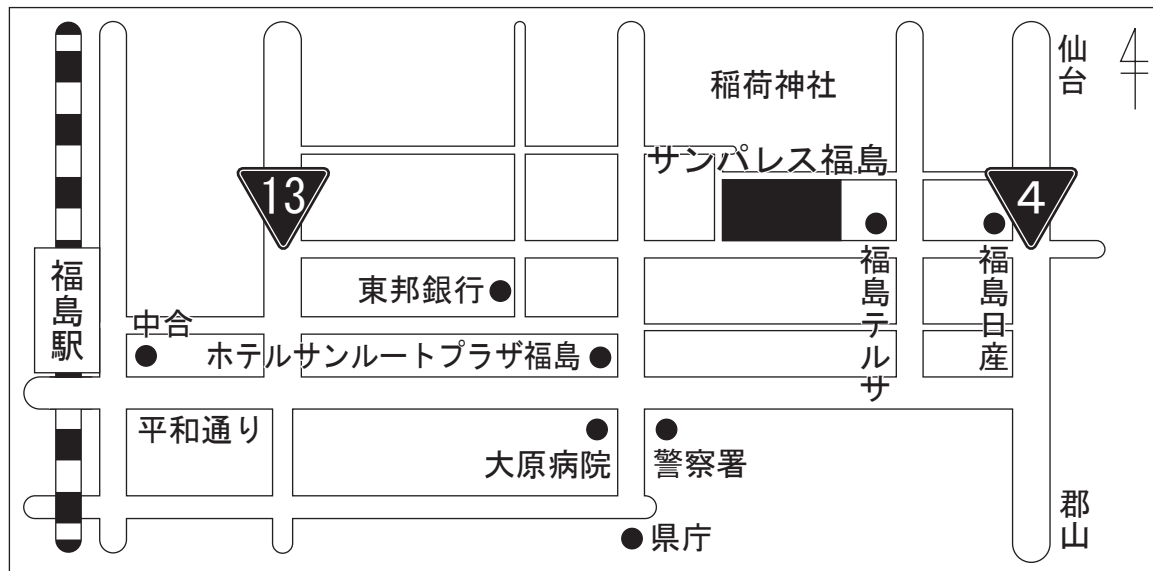
以 上

株主総会会場ご案内図

会場：福島県福島市上町4番30号

S P V I L L A S サンパレス福島 4階 クラブ・シンフォニーG

TEL 024-523-3811



交通 JR福島駅 東口より 徒歩約10分

※駐車スペースに限りがありますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。